

令和3年度	第4号	業務仕様書 三重県防災行政無線運営協議会
履行場所	津市広明町13番地 三重県庁 ほか4箇所	
業務名称	三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検業務委託	
履行期間	契約の日から令和3年12月24日まで	
委託の概要		
防災ヘリコプターTV設備の点検業務 一式		

第 0001 号 明細表 直接人件費

1 式
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
ヘリコプターテレビ伝送システム 三重県庁						
点検技術者		人				
点検技術員		人				
ヘリコプターテレビ伝送システム 防災ヘリ事務所						
点検技術者		人				
点検技術員		人				
ヘリコプターテレビ伝送システム 消防学校						
点検技術者		人				
点検技術員		人				
ヘリコプターテレビ伝送システム 浅間中継所						
点検技術者		人				
点検技術員		人				
ヘリコプターテレビ伝送システム 長尾中継所						
点検技術者		人				
点検技術員		人				
総合点検・業務計画等						
点検技術者		人				
点検技術員		人				
直接人件費計						

三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」という。）が発注する三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検業務委託に適用する。

2 履行場所

津市広明町 13 番地	三重県庁
津市津市雲出鋼管町 2 - 2	防災ヘリコプター管理事務所
鈴鹿市石薬師町 452	三重県消防学校
度会郡大紀町滝原字岩内山 2064-4	浅間中継所
熊野市有馬町 2638-1	長尾中継所

3 履行期間

契約の日から令和 3 年 12 月 24 日まで

4 業務内容

受注者は、三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検要綱(以下「要綱」という。)に基づいて保守点検を行い、その機能の維持を図るものとします。

なお、点検機器及び点検項目並びに点検数量については、要綱第 2 章の 4 に規定する別紙 1 から多重マイクロ通信設備を除いたものとし、別添「令和 3 年度三重県防災ヘリコプターTV設備点検機器・点検項目・点検数量一覧」によるものとします。

また、点検回数は、履行期間中に 1 回とします。

5 関係法規等の遵守

受注者は、この委託業務の実施にあたり、この仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとします。

6 提出書類

受注者は、以下の提出書類を遅延なく発注者に提出しなければなりません。

(1) 実施計画表 1 部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとします。

(2) 詳細工程表 1 部

定期点検開始の 1 週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとします。

(3) 点検報告書 電子媒体 各1部

受注者は、本業務の履行完了時に、点検対象機器の一覧および実施した作業内容と結果、業務の写真等を取りまとめた点検報告を、電子媒体により各一部、発注者に提出するものとします。

(4) その他発注者が請求する書類 発注者の指示による

障害・修理対応に係る報告書など、発注者の求める書類については、その都度、提出するものとします。

7 施工管理

(1) 受注者は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者の補助又は支援の体制を確保するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとします。

(2) 受注者は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ発注者にその日程表を提出するものとします。また、日程変更が生じた場合は、原則受注者が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとします。

なお、受注者が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を発注者に連絡し、常にその所在を明らかにしておくものとします。

(3) 受注者は、無線設備の運用に支障を与えないように計画をたて、発注者の示す要綱に基づき、保守点検を行うものとします。

(4) 受注者は、契約期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとします。

(5) 保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な部品、消耗品等の交換及び軽微な塗装等は原則として受注者の負担により行うものとします。

(6) 受注者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、発注者に報告するとともに、技術者を派遣し速やかに故障箇所を調査し、予備パネル又は予備装置等との取換及び調整、あるいは軽易なものについては部品交換等による修理を行うものとします。

なお、装置の修理等に伴う経費は、別途協議するものとします。

(7) 受注者は、委託業務の実施中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復するものとします。

(8) 受注者の行う保守点検は、発注者の勤務日及び勤務時間内を原則とします。

ただし、発注者の要請により、勤務日及び勤務時間外の日時においても実施させることがあるものとします。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。

※国・各自治体・業界団体（一般社団法人 建設電気技術協会等）の各種宣言・要請・ガイドライン等（各時点で最新のもの）に基づく感染拡大防止に努める

こと。

8 障害発生時の対応

受注者は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信障害が発生したときは、障害復旧に協力するものとします。

9 他の保守点検業者との連携

受注者は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとします。

10 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方で協議のうえ決定するものとします。

(2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。